

(地 68) (健Ⅱ 65)

令和 2 年 4 月 2 3 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 菴



地域外来・検査センターや宿泊療養施設における検体採取を実施する職種について

先般、本会より、貴会等に対し、厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」、「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について」及び「帰国者・接触者外来の増加策及び対応能力向上策について」等をお送りしたところです。

貴会や郡市区医師会等におかれましては、現在、地域外来・検査センターの運営受託や宿泊療養施設への医師派遣等に向けてご検討をいただいている、もしくは既に実施されていることと存じます。

今後、検査対象者が増加していくことが見込まれますが、宿泊療養施設等や地域外来・検査センターにおける患者等の鼻腔や咽頭からの検体採取は、医師の他、医師の指示の下で看護職員が、医師の具体的指示の下で臨床検査技師が行うことが可能です。(※臨床検査技師の場合、平成 27 年 4 月 1 日より前に免許を受けた者は、日本臨床衛生検査技師会が実施する研修を受けている必要があります)

つきましては、貴会におかれましては、円滑な検査実施体制の構築のため、貴都道府県や、都道府県看護協会・臨床検査技師会との連携・協力の上実施していただきますよう、ご高配のほどお願い申し上げます。

追って、本件につきましては、日本看護協会及び日本臨床衛生検査技師会との間で協議済みでありますことを申し添えます。